

お申し込み先

E-mail: event01@erupdate.jp

FAX: 03-5385-8750

本セミナーに参加ご希望の方は下記申込書にご記入の上、E-mail又はFAXでお送り下さい。こちらからお申込み確認のE-mail 又はFAX をお送りいたします。

以下にご記入頂く個人情報は、株式会社エスミが厳重に管理し、本セミナーの連絡ならびに、各種セミナーやサービスのご案内の範囲内で利用させていただきます。

株式会社 エスミ 行

＜お申込日＞ 年 月 日

「ER アップデート 2024 in 東京ベイ」参加申込書

フリガナ			性別	生年月日		年齢
氏 名			男・女	西暦	年 月 日	才
フリガナ			電話及びFAX番号			
住 所	(〒 -)		携帯電話	- -		
			自宅電話	- -		
			FAX番号	- -		
E-mail	@					
※ご連絡はなるべくE-mailでさせていただきますので、お持ちの方ははっきりご記入ください。						
施 設 名						
所属科名						
出身大学	卒業校		卒後年数	年目		
送付物送付先	(〒 -)					
※都道府県から記入ください						
うちの研修病院 自慢コーナー	発表する		発表しない			
「ER アップデート」 参加状況	初めて		2回目以降 (回目)			
＜ 緊 急 連 絡 先 ＞						
電話番号		氏 名		続 柄		
よろしければ、以下の質問にお答えください。						
■ 今回のセミナーに期待すること						
■ ご自分の課題について						
その他ご希望・ 連絡事項						

【問い合わせ先】

株式会社 エスミ

〒164-0012 東京都中野区本町4-44-18 ヒューリック中野ビル8F

TEL: 03-5385-7321 FAX: 03-5385-8750 E-mail: support@erupdate.jp

セミナーご出席者お1人様1枚ずつご記入ください。

「ERアップデート」 宿泊プラン/交通お申込書

【お申込先】(株)JTB 東京多摩支店

原則郵送又はEメールでお送り下さい。

※ FAX送信の場合は個人情報保護の観点から番号の押し間違いにご注意頂き、送信後は必ず着信確認のお電話をお願い申し上げます。

E-mail : erupdate@jtb.com FAX : 042-521-5558 TEL : 042-521-5552

フリガナ				性別	生年月日		年齢
氏 名				男・女	年 月 日		
フリガナ							
資料送付先住所		〒			携帯電話 () -		
					自宅電話 () -		
					F A X () -		
勤務先	フリガナ			お役職			
	病院名						
	所在地	〒			TEL:() - /FAX: () -		
E-mail アドレス		@ ※ご連絡はなるべく E-mail でさせていただきますので、お持ちの方ははっきりご記入ください。					
旅行中連絡先 (家族・親族)	住所	〒			TEL:() -		
	氏名			続柄			
部屋希望	☐ 二人部屋(おひとり¥16,000(1泊分)(同室希望者名①)						
	☐ 一人部屋(おひとり¥30,000(1泊分)						
	☐ 三人部屋(おひとり¥13,000(1泊分)(同室希望者名① ②)						
	☐ 四人部屋(おひとり¥12,000(1泊分) (同室希望者名① ② ③)						
前泊プラン希望	☐ あり 日 ☐ なし		後泊プラン希望		☐ あり 日 ☐ なし		
ご同伴者 セミナー参加者以外の ご家族・ご友人	☐ あり	フリガナ 氏名			年齢		
		フリガナ 氏名			年齢		
		フリガナ 氏名			年齢		
航空券手配希望 (手配旅行契約)	☐ あり (変更可能な普通航空券にてお手配いたします⇒早割り、特定便割引等ご希望の場合は明記願います) ※お申込み後、変更や取消が生じた場合、航空会社規定の払戻・取消手数料が必要となります。						
往路月日	便名	発着地	空港(:)⇒(:)		空港		
	便名	発着地	空港(:)⇒(:)		空港		
復路月日	便名	発着地	空港(:)⇒(:)		空港		
	便名	発着地	空港(:)⇒(:)		空港		

◆ その他ご依頼・ご連絡事項(客室、航空便について、他ホテルの手配についてなど)

《個人情報のお取扱いに関するご案内》

パンフレット及び旅行条件書(運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを除く)に記載の旅行条件及び旅行手配の為に必要な範囲内での運送・宿泊機関等への個人情報の提供について同意の上、以上の旅行を申し込みます。

この旅行条件はエース JTB、JTBMystyle など本文第 2 項に掲げる各社の国内募集型企画旅行に適用させていただきます

国内募集型企画旅行ご旅行条件書

この旅行条件はエースJTB、JTBMySTYLEなど本文第2項に掲げる各社の国内募集型企画旅行に適用させていただきます

当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1)当社は、「第12項(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第15項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始直前の解除による払い戻しにあっては旅行の翌日から起算して7日以内に旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様の責任において規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することの妨げとなるものではありません。
- (2)本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様)の規定で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することの妨げとなるものではありません。
- (3)クーポン券類の引渡し後の戻しについては、お渡したクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができませんこととなります。

18. 添乗員・旅程管理等

- (1)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた行程を円滑に実施するために必要な旅程管理業務といたします。旅行中は日程の滞りや安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。また労働基準法に定められた勤務中、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。
- (2)現地変更同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (4)個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。
- (5)個人型プラン及び現地添乗員が同行しない区間、現地係員が業務を行わない区間は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスを提供を受けるために必要なクーポン類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合に代わる代替サービスの手配及び必要な手続きは、原則としてお客様ご自身で行って頂きます。
- (6)交通機関等のサービス提供の中止やお客様の都合で旅行開始前に急遽ご旅行を取り止める場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。なお、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、ご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。旅行開始までにご手続きを終わられなかった場合は旅行開始後の解除としての取り扱いとなり、旅行代金の払い戻しはありません。

19. 当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被った損失の賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知がなされた場合に限りします。
- (2)お客様が次に例示するよう事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止 ②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害 ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ④官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止 ⑤自由行動中の事故 ⑥食中毒の発症 ⑦運送機関の遅延・不通、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞り・通過の煩雑
- (3)手荷物に発生した物品の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が支払う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。
- (4)手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

20. 特別補償

- (1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来的事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)、入院見舞金(2万円~20万円)及び病院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1人あたり10万円を上限、1募集型企画旅行のお客様1名あたり15万円を上限とします)を支払います。なお、主として保険金を請求するべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額する場合があります。
- (2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ1日については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場所に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいいたしません。
- (3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれる場合で、自由行動中の山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボスレー、スノードリフト、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書・通帳及び現金支払機用カードを含みます。)各種カードその他これらに準ずるもの、エンタテインメント等を含む約款に定められている補償対象外物品については、損害補償金を支払いません。
- (5)当社が本項(1)に基づき補償金を支払う義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。なお傷害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から30日以内に報告しなければなりません。

21. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、方々契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行代金に比べて速やかでその旨を添乗員、幹係員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。
- (5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプションツアー又は情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を受取って当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、ホームページ・パンフレット等で企画者と当社と明示します。

- (2)オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をホームページ・パンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプションツアーのご利用に際しては主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場を除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めに拠ります。
- (3)当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用しません(但し、当該オプションツアーのご利用日が始まる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場を除きます。)。が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてはなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(いわゆるオーバーブッキング)が発生したことになる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ、戦乱、ウ、暴動、エ、官公署の命令、オ、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、ク、遅延、運送スケジュールの変更等当該の旅行計画によらない運送サービスの提供、ク、旅行参加者の生命又は身体 の安全確保のための必要な措置
- ②第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③ホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとつの旅行につき1,000円未満であったときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替えて、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合		旅行開始日以降に お客様に通知した場合	
	1.5%		3.0%	
①ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%		3.0%	
②ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的の変更	1.0%		2.0%	
③ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関等の等級又は設備のより低い料金のもへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0%		2.0%	
④ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%		2.0%	
⑤ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%		2.0%	
⑥ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行の乗継便又は経路便の変更	1.0%		2.0%	
⑦ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 (当社が宿泊機関の等級を定めている場合であっても、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%		2.0%	
⑧ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%		2.0%	
⑨上記①~⑧に掲げる変更のうち募集ホームページ・パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%		5.0%	

- 注1：ホームページ・パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注2：①に掲げる変更については、①~⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。
- 注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合、1該当事項毎に1件とします。
- 注4：①の⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
- 注5：①の⑧に掲げる運送機関が宿泊施設の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。
- 注6：①運送機関の会社名の変更、②宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関のものの変更に伴うものをいいます。
- 注7：①運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注8：②宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストといたします。

24. 通信契約による旅行条件

- 当社は、当社又は委託旅行業者が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。)を条件に旅行のお申込みを受けける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)
- (1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し(債務)を履行すべき日とします。
- (2)申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3)通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (4)当社らは提携会社のカードにより所定の伝票へ会員の署名なくして「ホームページ・パンフレット等に記載する金額の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

- (5)契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出の日からの翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払ういただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第14項(1)の取消料と同額の追料を申し受けます。

25. 国内旅行保険への加入について

- ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られた場合であっても必ずしも十分なものと言えない場合があります。これを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。
- 26. 個人情報の取扱い**
- (1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様の申込み、ご依頼をお引受できないことがあります。
- 取得した個人情報(「受託販売権」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします)。
- (2)当社らは、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様が申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の子産品店等のお客様の買物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたホームページ・パンフレット等及び第5項(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社らは、①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3)当社らは、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお供しています。この個人情報も、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4)当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

- (5)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれ企業の営業案内、お客様の申込の簡便化、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、「株式会社JTB ホームページ(<http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/>)」をご参照ください。
- (6)当社は、お訂正、お訂正、お訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

28. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様の責任をはかるため土産品店にご案内することがあります。が、お買物に際しましては、お客様の買物で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手配いたしません。
- (3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラバラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は、免除となりますので、ご了承ください。
- (4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (5)当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。

「旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。」

受託販売契約責任営業所

JTB東京多摩支店 営業第二課

(株)JTB 観光庁長官登録旅行業第64号(一社)日本旅行業協会正会員

042-521-5550

〒190-0023 東京都立川市柴崎町2-12-24M立川南ビル3階

営業時間:9:30~17:30

休業日:土・日・祝・12/30~1/3

総合旅行業務取扱管理者 野田 博行